

名縣令と島根の道路

路 政 僧

○
恵まれない島根縣十一月から翌年の二三月の頃までは、蔭鬱な霏雪にとだされて蟄居せなければならぬ土地だ。これも冬籠りと締めりや粹なやうにも聞えるが、土民は此季節惰眠に耽つてゐるから殖産興業と言ふ様な活動氣分は湧いて來ないだから此地方を旅した人は聞いてお歸り安來節位で、成る程荷物になるやうなお土産はない。で旅人は唯だ氣の毒な縣ぢやと言ふ印象を授かつて歸る併し安來節も一つの藝術に違いない。其の筋の人は山陰文化の描寫だと言ふてあろうが、藝術を稱えてゐる程の餘裕を持つ縣ではない。何とかして縣民の經濟生活の向上を計らなければならぬ縣ぢやと

は獨り筆者ばかりの感想でもあるまい。

松江大橋悠々と流れてゐる水面を眺めてゐては、矢張り人心も落附いて大悟徹底するのであらうか。隨分近世の名士を産んでゐる、今の總理大臣若槻さんや前商相の俵さん、さては新商相の櫻内さんと言ふやうな民政黨のお歴々を始め、政友會の鬨士島田俊雄さんがゐる、島田さんも去る議會の奮闘振りから見ても天下が變れば大臣と爲る資格が附けられてゐるから、内閣が何れの黨派に渡つても此地方からは必ず一人の大臣を出す必定ぢやが、併し天下の名士を産んだことは必ずしす地方に居る多衆の幸福と爲る譯では無い。

矢張り地方のことは地方的に考察して多衆縣民の福祉を増進するやうに考えねばならぬ、之を策する責を持つのは牧民官である、牧民の任にある地方長官は尻を落附けて縣下の民情を知悉し夫れに適應した殖産興業の方途を計畫せねばならぬのであるが、長官を勤める人も一等縣へと立身出世を急いで轉任の運動をする地方民も亦政友會ぢや民政黨ぢやと地方民の利益不利益を棚にあげて黨争し、政府も亦夫れに耳を籍して内閣が變る毎に地方長官を轉々せしめるで縣治否な眞に縣民を想つて牧民の役目を眞面目に考えて呉れる地方長官は無くなつた、是は中央政府の罪でもあり又地方民の心ない黨派鬨争に依るのであつて、何れの地方を眺めて見ても此禍が侵蝕してゐて寔に歎しいことだ、我が島根縣も亦三等縣の部類に數えられ地方長官は永居を欲しない、夫れに政黨的にも昔は淳朴であつたものが、金尾稜巖知事が政黨的に振舞つた明治三十年頃から矢張り此政治鬨争禍に

弄はるゝ様に爲つて、地方長官は頻々に交送して何とか島根縣を開發してやらうと言ふ様な牧民官を得られなく爲つた。自然的にも人爲的にも恵まれない島根縣、いつに爲つたら更正するであらうか。金尾知事以前の知事でも皆が皆まで揃つて筆者の理想とする人でも無かつた。併し近時のやうに政黨的色彩は濃厚では無く、多少の感情の行違はあつたにしても、其の志すところは縣民の福祉を増進し何事も縣民の爲にと計つて黨勢擴張の爲には及ばなかつた。筆者が茲に紹介しやうとするのも矢張り純眞な知事の事蹟である。

○

今でこそ我が島根縣にも國有鐵道が敷設されてゐて、東大阪京都乃至東京に出るのにも、西下關乃至は九州に旅するのにも、唯だ隧道で蒙る煤煙にさえ辛抱すれば何の苦もないのであるが、山陰線鐵道が開通した明治四十五年以前の交通機關は、海上交通と路上交通とに依るの外は無かつた。若槻總理の若い時代は勿論のこと、内務次官の潮さんが學生時代にも東京へ通ふには、矢張り日本海を船で舞鶴か敦賀に出て汽車に乗つたと言はれてゐる位で、其の不便さは今の若い者の想像も出來ぬ位であつた。ところが冬は波濤の爲に航海が出來ない月が多いので必然に道路交通が必要になつて道路施設が要求さるゝのであつた。

明治の初期に於ける地方長官は今のとは違つて自己信念が餘程強かつた。餘り中央政府に氣兼ね

もせず、随分思ひ切つた仕事をしたものである。次號に紹介したいと思つてゐる縣令三島通庸などは其の典型と言つて可い。が此處、島根縣には明治十二年から縣會が設けられてゐて彼の三島縣令の創業の場合のやうに思ふ存分な獨裁的振舞を許さなかつたが、此處にも矢張り三島に劣らない道路縣令を見出すのである。

ときは明治十年八月、島根縣大書記官を勤めてゐた境二郎が拔擢されて縣令と爲つた。彼は明治五年に島根縣典事から引續き同縣に在官してゐて縣下の事情は何事も精通してゐたが、權令と爲るや島根縣の隆盛を計るには道路を改良するより外に途はないと考へたのであらう。道路改良の計畫を樹て、明治十五年の縣會に諮問したのであつた。諮問案は縣下の重要な幹線道路である (一) 松江から湯町、宍道三刀屋掛合、頓原赤名の數驛を経て備後國横谷村に達する線路、簡略して言ふと出雲地方から山陽道に通ずる道路と (二) 濱田から七條長田の數村を経て安藝國荒神原村に達する線路、略すると石見地方に交通する道路を改良したい、併し縣會は之に對し如何様の意見を持つかと言ふのであつて、境縣令は之に對し多大の希望を持つてゐたらしい。縣會に諮問の説明を借用する。

縣地ノ富盛ヲ圖ラムト欲セバ道路ノ改良ヨリ急ナルハナク、官民ノ幸福ヲ進メムト欲セバ亦道路ノ改良ヨリ必要ナルハナシ、蓋シ道路ノ國土ニ於ケル猶人體ノ脉絡神經アルガ如シ、國土ハ人體也、道路ハ脉絡神經也、脉絡アリテ其血液ヲ循環シ、神經アリテ其靈漿ヲ宣通ス、然後人體榮養知覺ヲ得テ能ク其健全ヲ保ツ、若シ國ニシテ道路ノ便ヲ缺ク、猶人體ノ脉絡神經ノ効用ヲ失スル如シ、豈能ク

地方ノ風氣ヲ開達シ利源ヲ暢發スルヲ得ンヤ、而シテ脉絡神經ノ其ノ平ヲ失スル人皆之ヲ見ル、獨リ道路ニ至リテハ其事間接ニ屬シ痛痒ニ切ナラサルヲ以テ、或ハ之ヲ等閑ニ附シ顧慮セザル者ノ如シ、豈又惑ハスヤ、抑本縣ノ地勢タル山脉蜿蜒陰陽二道ヲ劃分シ層嶺峻嶻之ガ障屏ヲナシ以テ其地氣人文ヲ隔絶セリ、今陰陽二道ヲ比較シテ之ヲ論センニ地理險夷ヲ殊ニシ風俗文野ヲ分チ物産豐殺アリ民力厚薄アリ洪益利源山陽ノ占有スル所トナリ山陰ノ民ヲシテ荒寒寥落ノ歎アラシムル者蓋其原因一ナラザルベシト雖モ抑亦險道惡路ノ彼此交通ヲ遮斷スルニ由ルナキヲ得ンヤ、西哲世ノ開進ヲ論スル曰ク、他洲ニ在テハ天然ノ形象能ク其功ヲナスモ歐洲ニ在テハ則人ノ智術ヲ以テ第一トナス、天然ノ形象之ニ次グ故昔時造化ノ賜多ケレバ則其國能ク富強而今時ニ在テハ人ノ智術深カレバ則其國最富強也、是造化ノ惠少ケレバ則能ク人力ヲ以テ之ヲ補ヘハ也、蓋天然ノ形象人力ヲ以テ之ヲ補ヘク造化ノ功智術ヲ用テ之ヲ助ケベシ、然後物ヲ開キ務ヲ成シ人生乃亨ル矣、本縣一方ニ僻在スト雖モ地廣ク人庶リ天產人工亦甚乏シカラス、然ルニ人ハ交通ノ廣カラサルヲ以テ進取ニ敏ナラス物ハ運搬ノ便ヲ缺クヲ以テ一方ニ沈滯シ遂ニ荒寒寥落ノ形象ヲ現スルニ至レリ之カ官タリ之カ民タル者豈人力ヲ竭シ智術ヲ用キ化工ヲ補ヒ天造ヲ助クル所以ヲ思ハサルベケンヤ、夫道路ノ利タル險ヲ夷ニシ遠ヲ邇クシ否ヲ便ニシ迂ヲ捷ニス富源自是殖シ遺利自是通スヘシ、西洋各國ノ地利ヲ開クヤ必先其道路ヲ開通シ然後其開拓ニ從事ス、道路ノ脩否ヲ以テ其國ノ文野貧富ヲ判スルニ至レリ、西哲曰ク道路ハ邦國ノ開化ヲ表スル確實ナル徵候也ト宣ナル哉、

本縣曩ニ道路改修ノ事ヲ以テ議會ノ公議ヲ採リ漸次着手スル所アリシモ唯修理ノ一部分ニシテ未ダ大事業ニ及ブニ遑アラズ今更ニ本縣道路改修ノ目的ヲ立テ議會ノ意見ヲ徵シ大ニ將來ニ期スル所アラスト欲ス其改修ノ目的タル一ニ曰ク出雲國松江ヨリ頓原赤名ヲ經テ廣島縣下備後國尾道ニ至ル者二ニ曰ク石見國濱田ヨリ七條長田ヲ經テ廣島縣下安藝國廣島ニ至ル者は皆陰陽二道ヲ貫通スルノ大經脈ニシテ本縣開修ノ目的則在于此矣果シテ此事業ヲ成シ得ル則二道ノ交通於是大ニ開ケ物産運搬ノ便アリ人智交換ノ益ヲ得地利殖スベク人文進ムベク沈滯スル者漸ク發シ鬱塞スル者初テ開ケ進取ノ氣象大ニ進ミテ地方ノ精彩粲然觀ヲ改ムル者アルベシ是本縣ノ此起業ヲ企テ之ヲ議會ノ公議ニ徵シ官民一途其歸向ヲ合シ撓ムナク屈スルナク遂ニ其目的ヲ達シ大ニ一縣ノ福祉ヲ將來ニ開カント欲スル所以也抑各員聞スヤ頃日宮城縣會ハ其地利ノ鬱塞ヲ慨シ一百萬圓ヲ募ツテ大ニ開通スル所アラント欲スト又聞スヤ熊本縣民ハ其海運ノ梗閉ヲ憂ヒテ鉅金ヲ讓出シ其改良ヲ謀ラムトスト嗚呼二縣人民何ソ獨リ民勇往敢爲ノ氣力ニ富ミテ開利殖益ノ勳ヲ專ニセントスルヤ願ミテ我縣ヲ見レハ沈鬱不振如此天下ノ人ヲシテ道路ノ荒惡ヲ謂ヘハ必先ツ指テ我縣ニ屈セシムルニ至ル豈各員ト共ニ其愧ヲ同クセサルヲ得ンヤ雖然方今賦課ノ増加スル經濟ノ困難ナル如斯一朝此大事業ニ着手スル固ヨリ深思遠慮セサルヘカラス故ニ起功ノ實施及費途ノ支出ハ姑ク之ヲ他日ニ讓リ今先脩道線路ノ當否ヲ議定セント欲ス而官民ノ企圖スル所果シテ一途ニ歸セハ則其志を達シ一縣の福祉ヲ將來ニ興ス必スヤ期スヘキモノアラン是本

案ノ要旨ナリ。

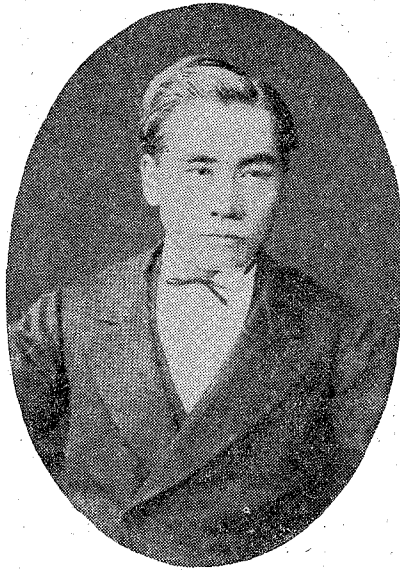
詰り權令境二郎は、今で言へば改修路線の認定——選擇に就て縣會の意見を徴したのであつて、改修の工事費も示さなかつたが、常置委員の連中は之に意見を附して、此案は陰陽二道を貫通する大經脈を開通せしむる趣旨で、寔に結構であつて、之が竣功の後を思ふときは縣下將來の福祉を開いて、鴻益一言の能く盡す所ではないが、之を實行するに就ては民力の強弱や線路の適否や事業の難易を考へなければならぬ、夫れに實地を調査しないで其の可否を決定するのは、無稽妄想の雜談たるの讒を免れないから、之を中止して更に後年を俟つて議決する方が安全であると言ふ意見もあつた、更に又路線を明示しないで改良する計畫だけにして、後日路線を決定する方が可いと言ふ修正意見も出た、又濱田から安藝國に達する道路の改修に代えて、郷川を改良し舟楫の便を開くと言ふ事業も計畫されてゐて、此計畫を廢止して道路の改良に乗り移るのは早計であるから、道路か河川かを選択する自由あるやうに修正すると言ふ意見も出て、議論百出の状態であつたが、遂に經過地名を削除して松江から備後に達する線路と、濱田から安藝國に達する線路を修正することにして、諮問の原案を可決した。茲で島根縣是として山陽道に通ずる幹線道路の改良計畫が確定した譯である。

諮問案が漸く通過したので、之が實行を期し先づ接續の廣島縣に交渉したが、廣島縣でも亦既に其の計畫を目論んでゐた折柄で、早速夫れに同意したが、濱田から廣島に達する路線の線形に多少の變更を希望したので、境縣令は寢食を忘れて、之が實施設計の樹立に奔走したのであつたが、明治十六年

十月誠首さるゝに至つたのは縣民の惜む所であつた。

明治十五年と言へば、明治維新の鴻業爲つて漸く新日本の芽が生え出そうとするときであつて、比較的文化的遅れた我が島根縣で道路を改良する計畫を樹て之を實行せむとした境二郎は如何様の

人であつたか、夫れを物語るであらう。



縣令 境 二 郎 氏

縣令境二郎は、天保七年八月萩に生れた人、萬延元年江戸で鹽谷世弘の門に入つて漢籍を學んだが、文久元年郷里に歸つて吉田松蔭に師事し、傍ら長府藩毛利元敏に仕へて讀書を授けてゐた、ところが明治の御代と爲つて其智能を認められ、明治五年島根縣典事、七年には島根縣參事と爲つて其處で縣令にまで昇格したのである、併し唯だ夫れ

だけでは一片の良吏に外ならないのであるが、彼は松蔭に感化され氣慨ある國士であつた、議論を闘はして正邪を決する性格で、之が爲に時には人から尊大振ると言はれたが、一面崇高な氣風の持主であつて、謹直細心に物事を處置した、少壯のときに文章を以て自任し、島根縣在官のとき、島根山口兩師

範學校の學生に作文を交換せしめたのも矢張り氏の計畫である。隨分修史の爲に畫策したのであつたが、官途にあつて縣治の爲に奔走した爲に遂に志を遂げなかつたと言はれてゐる。併し今でも泉峰鈔錄、丙辰記草、按甲寅記、未定草、按、尊壤事蹟本記、學暇漫錄、雲陽秘事記、觀風隨錄、茶道傳思錄、丙辰丁巳稿等の遺著に依つて縣令の人格性行を後世に傳えてゐる。

島根縣退官後は故郷萩に歸つて懐かしい天地に遊んだのであつたが、吉田松蔭の創立であつて明治の六大臣、伊藤山縣兩侯や山田桂の兩伯品川野村兩子爵を育てあげた有名な松下村塾の維持に奔走し同塾をして今日保存せしめてゐるのも、矢張り境縣令最後の遺蹟と言はねばならぬ。

人は評するであらう、明治の五年から十六年まで約十二年の間、同じ島根縣に勤めたのだから一本や二本の道路を改良する位の事は當然ぢやと、併し世には十年以上も官海生活をして恩給を頂戴してゐる連中はザラにある筈だが、夫等の人で牧民官として後世人に稱えられるやうな事蹟を残してゐるものは十指を屈するに足らない程である。境縣令をして五十年後の今でも島根縣人が稱えてゐるやうな事業を計畫せしめたのは、成る程、今と違つて政府が永らく其處に在官せしめたことに依るのであらう、併し今の地方長官心裡で言つたら、詰らない三等縣の島根だ、色々な仕事を計畫しても貧弱な財政で手を附ける事が出来ない、誰が來ても同じだのに俺を無能視して十年間も据え置くと人は馬鹿にしてゐる、風向きの可い時に足を洗つて榮轉運動をしやうと言ふのが常態だ、併し我が境縣令は私慾恬淡に榮轉運動どころか、財政の貧しい縣だ、何か縣勢が進展するやうな方法を樹てねばな

らぬと考へたのだから其の心裡に今のは雲泥の差がある。従つて永年勤続した當然の仕事として此業績を輕視してはならぬと同時に頻々に地方長官を交迭することの可否も判斷さるゝであらう。

○
境縣令の後を襲つて十六年島根縣令と爲つたのは、藤川爲親であつた。彼は縣令三島通庸が道路事業家として謳はれた栃木縣に於て道路改良事業を計畫した縣令であつて、今でこそ其の效蹟は三島縣令に奪はれた型だが、其の實蹟は境縣令の島根に於けると少しも變らない。

交迭のとき境縣令が藤川縣令に引繼いだときの道路改良計畫事業引繼書を見ると、島根縣の地勢を論じ、其の經濟關係が山陽方面に密接の關係を持つてゐるにも拘はらず、之に通すべき道路が無いが爲に島根の産業が萎微振はないことを縷々と述べ、島根を生かすが爲には連絡道路を開設する外ないので、改良計畫を樹てた所以を説き、七十萬六千圓の工事を起して其の三分一は國庫の補助に仰ぎ、残の三分一は地方税の負擔とし、他の三分一は地元町村の寄附に俟つ計畫であつて、國庫補助に就ては大體政府の諒解を得たが、寄附金に就ては今郡長をして勸誘せしめてゐる。大體の模様が判つた上で豫算を編制する積りであると言つてゐる。其の言ふ所は島根の將來を策する一途あるのみである。

事務の引繼を受けた藤川縣令が、此大事業を如何に措置するであらうかは、島根の全縣民が等しく

重視する所であつたが、道路縣令三島通庸の先手を打つて朽木で道路計畫を樹てた程の藤川であるから、快く夫れを繼承して實行案を樹立し十六年の縣會に提出したのである。

其の計畫に依ると、山陰の本道に屬する松江から西長門の國境に至るもの、松江から赤名を經備後國尾道に達するもの、濱田から市木を經安藝國廣島に達するもの、此三つの道路は陰陽兩道を連絡する要路であるから、之を幅員三間に改修し、坂路は勾配を二十分一とし設計すると、七十萬六千五百六十四圓を要するが、十八萬八千九百三十三圓は地方有志者の義捐金に俟ち、二十三萬五千五百二十一圓は國庫の補助を仰ぎ、残り二十八萬二千百十圓は地方税に求めるが、夫れは三ヶ年の繼續事業であるから三年に分つて徵收すると言ふ案であつて、之を縣會に提出する前十六年十二月十一日に道路改良に關する縣民の自覺を喚起する爲に告諭を發した道路改良宣傳の爲には官僚的な遣り方のやうでもあるが、當時の時勢は夫れを何等咎めない、寧ろ民衆的の遣り方として藤川縣令の賢明を稱えたものだ。

道路ノ國土ニ於ケル猶人體ノ脈絡アルガ如シ脈絡順ナラザレバ人其性命ヲ逐ケス道路修マラザレバ國其交通ヲ失フ物産ノ隆替人文ノ進否皆之ニ關セザル莫シ願フニ本縣ノ景況タル人文開暢ニ乏シク物産繁殖ニ捷ナラズ常ニ荒寒落寞ノ域ニ栖遲スルヲ免レザルモノ、如シ人民ノ不幸豈可勝歎哉此蓋種々ノ原因アリト雖モ其地タル山陰ニ僻在シ峻嶺ヲ負ヒ絶海ニ面シ道路險惡交通壅塞スルモノ其一大部分ニ在リト謂ハザルヲ得ズ前縣令會テ改修ノ業ヲ興シ其幣ヲ矯正セン

ト欲シ客年春季開修目的案ヲ建テ之レテ廣島縣ニ謀リ屢官吏ヲ派遣シ路線ヲ實測セシメ將ニ施行セントスルニ際シ縣令交替ノ變アリ當縣令モ亦修路ノ我縣ニ緊要ナル一日モ曠過スベカラザルヲ認メ前縣令ノ遺意ヲ續キ今將ニ紹述起工セントス而其路線タル三條アリ一ハ東伯耆國ニ起リ西長門國境ニ盡ク即山陰ノ本道ニシテ本縣ノ大經脈タリ二ハ松江ヨリ赤名ヲ經備後國尾道ニ達スル者三ハ濱田ヨリ市木ヲ經安藝國廣島ニ達スル者俱ニ陰陽二道ヲ互通脈絡シテ寔ニ貨物吐吞ノ咽喉タリ乃チ工費總計凡七拾餘萬圓トス於是其ノ資金ノ内十八萬餘圓ヲ有志者ノ義捐ニ需メ爾餘ハ之ヲ地方稅ニ取り其内幾分國庫ノ補助ヲ仰グモノトシ彼是合體此事業ヲ起サント欲ス今道路ノ重スベキヲ知り邦家ノ公益ヲ圖リ現今ノ不幸ヲ脱却シ他日ノ幸福ヲ求ムルニ熱心シ奮勵以テ此事業ヲ助成セント欲スルモノ縣下其人ニ乏シカラザルベシ果シテ能有志者ノ奮勵ト國庫費ノ補助地方稅ノ徵收トニ依リ以此一大事業ヲ竣成スルヲ得ハ公衆ノ福利ヲ進歩シ始テ我地方ノ精采ヲ煥發スルヲ得ベシ今試ニ殖益ノ槩算ヲ舉ゲ目今陰陽二道ヲ互通スルニ線路並山陰道ヲ往復スル所ノ物貨之數ニ依リ之ヲ積算スルニ改修ノ功成ル時ハ運賃ノ省除スル事凡廿二萬四千六百廿餘圓ニシテ之ヲ利潤トシ年利六朱ヲ以テ其元金ヲ計レバ三百七十四萬三千八百三十餘圓ノ資本ヲ羨贏シ而シテ改修ノ爲メ投ズ所ハ僅ニ七十餘萬圓ナレバ其失フ所ハ得ル所ノ五分之一ニ過ギズ利益ノ大ナル辨ヲ俟テ而後知ラザル也況ンヤ其間接ニ得ル利益ノ如キハ亦實ニ枚舉ニ暇アラザルヲヤ抑邇年物貨高低頗ル甚ク金融亦開暢セズ然レドモ依然觀望以テ其機ヲ待ツハ

宛河清ヲ望ムガ如シ而シテ修路ノ我縣ニ於ケル必起工セザルベカラザルノ事業ニシテ而テ人民ニ於テモ亦早晚必勞難ニ當ラザルヲ得ズ之ヲ緩ニスル一年ナレバ則人民ノ不幸ヲ長ウスル亦一年タリ豈徒ニ一時ノ勞難ヲ憚リ永ク此不幸ヲ其子孫ニ遺餒スベケンヤ現今各府縣修路事業大ニ進捗シ昔日ノ攀險踈艱十日ノ路程モ今則輪輻車犇僅ニ四五日ニシテ通行スベシ且聞ク廣島ノ如キ本縣接續修路ノ事亦將ニ其緒ニ就ントスト我管下人民豈獨袖手傍觀スベキノ秋ナランヤ切ニ望ム有志ノ徒金圓材料現人夫ノ差別ナク便宜義捐シ以テ此大業ヲ贊襄センコトヲ。

○

藤川縣令は、告諭に依つて縣民の道路改良に對する自覺を促し、地元町村に於ける寄附の模様から察知して縣民の多數が改良案を歡迎してゐることを知つたので、縣會に提案し、口を極めて三道路の改良が島根縣永遠の幸福を齎す所以を説いた、唯だ其の抽象的な利益を説くばかりではない、各線に亘つて數字を擧げて計算してゐる。

馬車新道開鑿利益

馬壹匹ノ勞力ハ普通拾貳貫目ノ力ニ抗シ一時間一里八丁ノ速力ヲ以テ十時間働トス則一日ノ勞力ハ百九拾萬八百貫尺トナル一箇拾貫目ノ物料ヲ壹里程運送スルニ此間二十分一ノ坂路ニテ路面摩擦率ヲ重量二十分一トシ(是レハ改良シタル上ハ今少シク減少スル筈ナレトモ假ニ不完全ノ改修ト見做シ)算スレハ坂路ノ爲メ費ス勞力ハ三千貳百四拾貫尺ナリ而シテ摩擦ノ爲メ費スモノ六千四百八拾貫尺トス故ニ一箇則拾貫目ノ物料ヲ運搬スル勞力ハ總テ九千七百貳拾貫尺ナリ之ヲ馬壹匹ノ勞力ヲ以テ除スレハ馬

數ヲ得ル則〇〇五一一三六ナリ今馬車壹輛一日壹圓五拾錢トスレハ一箇ノ運賃ハ〇圓〇〇七六七〇四トナル。

松江ヨリ尾道街道

一 此間路程貳拾三里トス現時駄馬ニテ運搬スル賃金壹駄ニ付金貳圓七錢馬壹匹三箇付壹駄ノ道路改良ノ後ハ金五拾貳錢九厘三毛ノ下額トナルヲ以テ壹駄ニ付壹圓五拾四錢七毛ノ低廉トナルナリ而シテ其間年分輸出入ノ荷物凡三萬九千貳百五拾壹駄五分ナルヲ以テ公衆ニ利スル所金六萬四百七拾四圓七拾八錢六厘トス。

二 現時運搬スル荷物凡三萬九千貳百五拾壹駄五分ニ使役スル馬數壹頭三箇付一日 里程二十三里トスレハ凡九萬貳百七拾八頭タリ新道馬車ニテ運搬スレハ全ク壹萬三千八百四拾九頭タリ 途上二十分一ノ坂路ヲ見做シ其坂路ノ爲メ費ス勞力ト摩擦力トニヨリ一頭完全ト則七萬六千四百貳拾九頭ヲ減却シ得ヘシ故ニ公衆ニ利スル所馬一匹八拾錢トシ則六萬千四百拾參圓貳拾錢ナリ。

三 此道路ヲ往復スル旅客四萬千四百拾九人四分ナリ人壹人車壹拾五貫目ト見做シ算スレハ僅ニ半駄ノ運賃則貳拾六錢五厘ニテ乗車ヲ許スノ理ナレトモ人類ハ物貨ノ積載トハ同論ニアラサレハ先ツ五割増即チ車賃ヲ三拾九錢八厘ト假定スルモ敢テ不當ニアラサルヘシ而シテ從來二日半一日十里 一時間壹里八丁ノ速力ヲ以テ一日十時間歩ミトスニシテ達スルヲ得旅費クカ故ニ一日二十步ミトスヲ費ス路程ヲ乗車ノ爲メ一日九時 宿料ノ外道中雜費免 金八拾七錢五厘ヲ要スヘシ差引乗車ノ爲貳錢ニ合セテ八拾九錢八厘ヲ消費ス歩客ハ一日旅費三拾五錢トシ 宿料ノ外道中雜費免 金八拾七錢五厘ヲ要スヘシ差引乗車ノ爲貳錢三厘増費ヲ要スルカ如シト雖モ今一人ノ勞働一日平均三拾五錢トスレハ乘車ノ爲メ縮ム所ノ時間六時即チ半日ノ勞働拾七錢五厘ヲ得ルヲ以テ右ノ内ヨリ乗車ノ増費ヲ扣除スルモ餘ル所拾五錢貳厘ナリ 於是知ルヘシ旅客ノ時間依之旅客總員ニ乘スレハ金六千貳百五拾圓給四錢九厘ハ全ク社會ノ公益ナリトス。

濱田ヨリ廣島街道

一 此間里程十一里トス現時駄馬ニテ運搬スル賃金九拾九錢ナルモ道路改良ノ後ノ貳十五錢三厘ノ下額トナルヲ以テ一駄ニ付七拾三錢七厘ノ低價ナリ而シテ其間年分輸出入ノ荷物凡壹萬千五百拾駄六分ナルヲ以テ八千貳百拾七圓九拾九錢貳厘ノ公益ナリトス

二 現時運搬スル荷物凡壹萬千五百拾駄六歩ニ使役スル馬數里程十一里トシ壹萬貳千貳百六拾五頭タリ該道馬車ニテ運搬セハ全ク千八百八拾壹頭ニシテ則壹萬三百八拾四頭ヲ減却セリ故ニ公衆ニ利スル所馬壹疋八拾錢トシテ八千三百七圓貳拾錢ナリ

三 該道路ヲ往復スル旅客凡七千六百八人ナリ前例ニ準シ車賃ヲ半駄ノ五割増拾九錢ト假定シ從來一日一時ヲ費ス路程ヲ乘車ノ爲メ僅ニ九時間ニシテ達シ得ル旅費車賃ヲ併セテ四拾四錢消費ス歩客ハ一日旅費三拾五錢トシテ三拾八錢五厘ヲ要スヘシ差引五錢五厘乘車ノ爲メ増費ヲ要スルカ如クナレトモ一人ノ勞働一日平均三拾五錢トスレハ乘車ノ爲メ縮ム所ノ二時間分則七錢ヲ得ル右ノ内ヨリ其乘車ノ増費ヲ控除スルモ餘ル所壹錢五厘ニシテ旅客總員ニ乘スレハ百拾四圓拾貳錢ハ社會ノ公益ナリ。

山 陰 道

一 此間里程四十六里トス。庄原村ヨリ津和野園境マテノ里程ナリ松江ヨリ庄原村マテ 現時駄馬ニテ運搬スル賃金四圓拾四錢ナルモ道路改良ノ後ハ壹圓五錢九厘ノ下額トナルヲ以テ一駄ニ付三圓八錢壹厘ノ低價トナルナリ而シテ其間年分輸出入ノ荷物壹萬千八百壹駄九分ナルヲ以テ三萬六千三百六拾壹圓六拾五錢四厘ノ公益ナリ。

二 現時運搬スル荷物壹萬千八百壹駄九分ニ使役スル馬數里程四十六里トシ五萬四千貳百八拾八頭タリ該道馬車ニテ運搬セハ全ク八千三百貳拾八頭ニシテ則四萬五千九百六拾頭ヲ減却セリ故ニ公衆ニ利スル所馬一疋ニ付八拾錢トシテ三萬六千七百六拾八圓ナリ該道往復スル旅客凡貳萬六千八百七十八人三分前例ニ準シ車賃ヲ半駄ノ五割増則七拾九錢四厘ト假定シ從來四日六時ヲ費ス路程ヲ乘車ノ爲メ三日八時ニシテ達シ得ル旅費車賃ヲ併セテ壹圓七拾九錢四厘ヲ消費ス歩客ハ一日旅費三拾五錢トスレハ乘車ノ爲メ縮ム所ノ八時間分則貳拾八錢ヲ得ル右ノ内ヨリ其乘車ノ増費ヲ控除スルモ餘ル所六錢壹厘ニシテ旅客總員ニ乘スレハ千六百三拾九圓五拾七錢六厘ハ社會ノ公益ナリ

右三道ノ公益總テ貳拾壹萬九千貳百七拾六圓六拾七錢七厘ナリ今年六米ノ利子ヲ以テ計算セハ三百六拾五萬四百六拾壹圓拾貳錢八厘ノ資金ヲ要スルモ決シテ不經濟ノ事業ニアラス況ンヤ要スル所ノ工賃ハ七拾萬六千五百六拾四圓ニシテ得ル所ノ公益ニ比較セハ三割餘ノ利子ニ適當スルニ於テナヤ此他各町村ヨリ本道ニ關シ出入スル物品及休泊所ニヨラスシテ行クモノ、如キハ其實ヲ知り難キヲ今此等ノ類ハ蒐集ノ算外ニ係レリ又算珠ニ掛ラサル直間兩接ノ利益ヲ左ニ臚列ス。

一 此改修ニ因テ數シテ物貨輸出入ノ繁盛ヲ來イマヤ期シテ特ツヘシ故ニ第一ニ掲ル利益ヲ增加スル事

- 一 旅客ノ繁忙ニ隨テ第三ノ利益ナ期シ得ル事
 - 一 車客ノ歩客ニ比シテ理財上損益ナシト假定スルモ前者ハ悠々車上ニ座シ其行カント欲スル所ニ達シ後者ハ歩々流汗身體疲勞ノ苦ヲ嘗ム實ニ霄壤ノ差アリ加之目的ノ場所ニ達シ前日ノ苦樂豈當日執職ノ怠愼活潑ニ關スルナカラシヤ
 - 一 第二ニ掲クル馬數一日ヲ減殺スル故實際馬數モ幾千カ力ヲ減スヘシ而シテ從來減スヘキ馬數ヲ畜養シタル土地ハ他ノ有益的ノ使用ニ變更ス是則社會ノ益利タルヘキ事
 - 一 彼此智識交換人文進歩スル事
 - 一 物貨ノ不平均漸次均一二傾向スル事、
前例馬車速力ヲ一里八丁ト見做シ算出シタレトモ其車載負擔ヲ輕減スレハ
 - 一 勞セスシテ至速ニ旅行ヲナシ得ル事 一日三十里以内ヲ旅行スルヲ得ルハ實際東京高崎間ヲ以テ悟ルヘシ
 - 一 物貨送達ニ時日ヲ短縮シ隨テ毀損朽腐ヲ來スノ憂ヲ減殺スル事
 - 一 魚類或ハ菓實等腐敗シ易キ物品ハ從來一二里内ノ輸出入賣買ニ止ルモ修路ノ後ハ若干里程遠隔ノ都市ニ賣買區域ヲ擴張シ得ヘシ
 - 一 故ニ道路改良ノ單比例ハ商域ニ重比例ニ擴張ス如何トナレハ純數ト面積トノ關係ナレハナリ
 - 一 深山幽溪ニ空ク埋沈朽腐セル礦物良材等亦自ラ奇貨トナルナ期スヘキ事
 - 一 山林耕宅地實價騰貴ナ期スヘキ事
- 以上修路ノ功績其算シ得ルモノニ比シテ其幾百倍ナルヤ得テ料ルヘカラス農産商貨工品一トシテ此巨益大利ノ潤澤ニ浴セサルナク文藝學術一トシテ競進ノ域ニ運ハサルナシ社會ノ幸福何事カ之ニ如カン嗚呼區々眼前ノ小利ニ經營シ前途ノ巨利至福ヲ願ミスシテ可
- ナランヤ

人の心は其の顔が違つてゐると同じやうに萬人同一ではない境藤川兩縣令の提案にも議會で

は反對するものがあつた。道路の改良が善政であるのは間違ひないが、民力の疲弊してゐるときに此大事業を起すのは時勢に合はないとか、島根は海上交通の必要なところだから道路に力を入るべきでないとか、道路の改良に依つて國家の受ける利益も大きいから工事費の半額は國庫が負擔すべきものだとか、色々な理窟を附けて反對したものがあつた。併し又原案を賛成するものも尠くなかつた。世事機を得れば成り機を失せば敗る。國庫が假令三分一にしても補助して呉れ、縣民も亦寄附すると言つてゐる今のときに、此事業を起さなければ島根縣の道路の改良は百年河清を待つ類ぢやと言つて原案に賛成するものもある。遂に決が採られ原案反對者は八名、賛成者は十七名と言ふ差で原案は第一次會を通過した。島根縣の將來に稽えたら當然のことではあるが、縣會は之が爲に騒いだのであつた。二次會では繼續年期を二年延長して五年とし、國庫の補助は工費の半額とする説も出て委員に附託されたのであつた。

委員會では、縣令の提案には賛成するが、縣民の負擔を考慮して縣負擔を五ヶ年に延長し、工事中に於ける縣民負擔の一部は國庫に貸付を申請すると言ふ議が成立して本會に報告された。併し之に對しては又異論を唱へるものが出て、原案が幅員三間に改良するのを二間に縮少すると言ふものやら、第一の原案を固執するものやら、施工期六年説を主張するものや歸一することが出来なかつたが、結局委員會の修正意見が容れられて原案の通り三ヶ年で工事を執行し、縣負擔を五ヶ年繼續事業とすることに爲つた。第三次會では内務卿に對し道路改良の爲に國庫金の貸付を申請し、縣令に對しては

工事執行上に就ての建議をすることにして可決された。

茲に於て今の國道二十八號線は六十萬一千圓で五十八里を改良し、備後道今の松江廣島線は十七萬圓で十八里を改良し、安藝道今の濱田廣島線は十萬千圓で十三里を改良する計畫が確定することに爲つたのである。

豫算は成立したが之を實行する爲には第一に國庫の補助を貰はなければならぬ、夫れに縣會が議決した國庫金貸付の問題もある、夫ればかりではない、工事の執行に方つては縣會が建議した道路の線形を萬古不易のものたらしむるが爲に、町村會に諮問して沿道民が満足するやうに取扱はなければならぬ、夫れに町村が疲弊困憊してゐるから夫れを救ふ爲に沿道民に工事を執行せしめなければならぬと言つた調子で前途頗る難事が多かつたが、我が藤川縣令は東奔西走克く力めたのであつた、政府も熱心な縣民の要求に動かされて明治十七年から十八年に亘つて國庫から補助することゝ爲つて、總計六萬三千圓の補助をするに至つた。

此事業案成立の爲に奔走した縣令藤川爲親は、佐賀縣伊萬里の産、十六年に栃木縣令から島根縣令に轉じて來て、折角組み立てた事業が手に附くか附かぬ間に不幸にして卒去した、併しながら島根の爲には縣史に特筆せなければならぬ、大恩人である此藤川縣令のことは、餘り傳えられてゐない、栃木

縣下政界秘史の載せてゐるところを借用すると、第二代縣令藤川は、在職三年大書記官時代とを合して實に十有六年、溫和な男であつた。縣會に於て原案執行の全國的に流行したる當時に於てさへ、中學校新築案を三度否決されても、猶執行の舉に出でなかつた程の平和主義の男ではある。明治十六年、島根縣令に轉ぜらるゝや、本縣人の一族郎黨を多く引率して赴任し、島根縣内の郡長、署長、縣廳各課長、病院長等悉く本縣人を以て任用し、一時本縣人の島根縣内を風靡したる奇觀を呈する所があつた。……後年、隱岐島より代議士として無競争に數回當選した原田赴城の如きも、河内郡雀宮の草刈青年を藤川が引率して、隱岐島々守に任命したがもとである。藤川、島根縣に於て間もなく病歿し、今は遺言に依り、朽木町の某寺院に靜かに眠るが、藤川病歿と同時に、島根縣には、朽木縣人排斥の運動、猛然として興り、幾何もなくして、島根縣内本縣人の影さへ留めざるに至つたと謂ふ。と言つてゐる。之に依れば餘りよく言つてないやうだが、當時の地方長官は新任のとき一族郎黨を引きつれ、要路の職を改任せしむるのが常態であつたと言ふことだから、強ち藤川縣令を咎むるのは無理だ。筆者は縣令の路政に對し、島根縣人と同しく敬意を表するであらう。

藤川縣令の後任として來たのは、籠手田安定であつた。彼は二十四年新潟縣知事に轉任するまで七年間、島根にゐたのであるから、境藤川兩縣令の計畫した道路事業の執行者と言つても可い。固とより

貧弱な縣で新事業を計畫するのも困難事であるが、又夫れを實行することも容易の業ではない之を完成せしめたのは何と言つても、我が籠手田安定の功績と言はねばならぬ

彼は長崎縣平戸の産、天保十一年三月生れ、幼少時代に文武二道に熟達して郷黨の傑才と言はれてゐた、既に二十二歳のときには藩主に召されて其の近習と爲つたのも矢張り非凡であつたことを物



縣令籠手田安定

語る近習を勤むる七年、此間に於ける文武二道の修練は氏をして益偉大ならしめた、慶應三年の冬天下の形勢一變して世の騒動しいとき、京都に出で、尊王の爲に京攝の間に奔走して盡力したことは今も尙賞えられてゐる、氏の採つた尊王主義は同志の間に認められてゐたのであつたから明治維新に爲つては其の元年、天津縣判事試補に任ぜられた、夫れから八年には滋賀縣縣令に任ぜら

れた、氏の牧民政策にも非凡の反映があつたものか、明治大帝が民の心を酌ませ給ふ爲にお始めに爲つた地方實況勅問の制に方つて始めて氏を召されたことに依つても牧民官としての手腕を認められてゐたものである、十七年には居据りのまゝ、滋賀縣令に昇格した。

氏が牧民の爲に目標としたものは、殖産、尙武と教育の三政策であつて、滋賀縣に於ても縣下に小學

校を創設したものが頗る多い、十七年元老院議員に任ぜられたが其の年九月には縣令と爲つて本縣に來任し藤川縣令の事業を繼承したのである、此事業を完成し二十四年新潟縣知事に轉じて此處でも亦三政策を執行して相當の成績を残してゐる、後貴族院議員に勅任された、永年に亘つて地方政治に盡し國家に貢獻するところが多かつたので男爵を授けられたが、六十で薨した平戸先榮の側に眠つてゐる。

いま山陰に旅して鳥取から島根へと巡つた人は、鳥取よりは島根の方が何となく活氣があるやうに感ずるであらう、夫れは明治の初年に方つて文化の進んでゐた山陽道と早くから交通した勢であつて、是は之を策して呉れた三縣令のお蔭で恵まれない島根縣、夫れでも明治の初期に於ては人爲に恵まれ、鐵道が敷かれた明治四十五年までは此道路で陰陽否な天下と交通した、若槻さん始め今の大官連も此道路の厄介に爲つて今の地位を得たのだ、此事業のお蔭でもあらうか、お隣りの鳥取縣が纔に自動車二百八十九臺を有してゐるのに反して、我が島根縣に於ては其の倍に當る六百臺を持つてゐるのは、三縣令に依つて爲された道路改良事業の反映と言つて可いであらう。

明治の初年では比較的大事業と目された此事業が、三代の縣令の手に依つて完成したことは何を物語るであらうか、固より鐵道の敷かれてゐない地方では、道路を改良して交通の要求を充たすより

外途がなかつたことに依るのであらう、又筆者が前に述べたやうに、當時の地方長官は今のとは違つて同一府縣に永く在任した勢でもあらう、併し見逃すことの出来ないのは、前縣令の計畫した事業を後任者が矢張り自分の計畫した仕事のやうに忠實に執行することである。

今の地方長官は頻々に更迭され任に就いたものは事業の善惡を検討するの暇なしに、兎に角前任者のやつた仕事ぢや、と言ふ考察で其の事業を廢止したり假令廢止しない迄も財政難を口實に繰延べ夫れに代つて自分の計畫で外の仕事を慥え、所謂新味とても言はふか新事業を計畫する、夫れを又後任者が來て壞しにかゝると言つた調子であつて、地方民力が發展しないのも矢張り之に禍されてゐるものが尠くない例を他に採るまでもない、今工事中の木曾揖斐長良の架橋でも矢張り此忌むべき地方官根性に禍されて當初の計畫が守られたなら、今頃は完成してゐる筈なのに工事中だと言ふ有様で、此事例は各府縣に亘つて殘されてゐる、地方長官公選論が主張するゝのも是等の惡弊を矯正したい爲の要求に外ならない、筆者は、恵まれない島根縣を恵まんとした否な恵んだ三縣令の功績を慕つて今の地方長官の反省を求めらる。